

薬生食輸発 1129 第 1 号
令和元年 11 月 29 日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第 26 条第 3 項に基づく検査命令の実施について
(ケニア産コーヒー豆に係る試験品採取方法の追加並びにタイ産おくら、グリーン
アスパラガス、バナナ、マンゴー及びマンゴスチンに係る条件の変更)

標記については、平成 31 年 3 月 29 日付け薬生食輸発 0329 第 1 号(最終改正：
令和元年 11 月 15 日付け薬生食輸発 1115 第 1 号)により通知したところであ
る。

今般、ケニア産コーヒー豆について、輸入形態を踏まえ、同通知の別添 1 を下
記のとおり改正する。

また、タイ産おくら、グリーンアスパラガス、バナナ、マンゴー及びマンゴス
チンについて、現地調査の結果を踏まえ、同通知の別添 1 を下記のとおり改正
し、別添 3 を別紙のとおりとするので、御了知の上、関係事業者等への周知方よ
ろしく願います。

記

1. ケニアの項中

製品検査 の対象食 品等	条件	検査の 項目	試験品採取 の方法	検査の方法	検査を受けること を命ずる具体的理 由
コーヒー 豆及びそ の加工品 (簡易な 加工に限 る。)		2, 4 -D	別表 1 の 3 によるこ と。	平成 17 年 1 月 24 日 付け食安発第 0124001 号「食品に 残留する農薬、飼料 添加物又は動物用 医薬品の成分であ る物質の試験法に ついて」によるこ と。	基準値 (0.01ppm) を超える 2, 4- D が検出されるお それがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
コーヒー豆及びその加工品（簡易な加工に限る。）		2, 4-D	別表1の3によること。 <u>ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。</u>	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超える2, 4-Dが検出されるおそれがあるため。

に改め、

2. タイの項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
おくら及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途指示する輸出者から輸出された生鮮おくらを除く。	EPN	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。

<p>グリーン アスパラ ガス及び その加工 品（簡易 な加工に 限る。）</p>	<p>別途指示する 輸出者から輸 出された生鮮 グリーンアス パラガスを除 く。</p>	<p>EPN</p>	<p>別表 1 の 3 によるこ と。</p>	<p>平成 17 年 1 月 24 日 付 け 食 安 発 第 0124001 号「食品に 残留する農薬、飼料 添加物又は動物用 医薬品の成分であ る物質の試験法に ついて」によるこ と。</p>	<p>基準値 (0.01ppm) を超える EPN が検 出されるおそれがあるため。</p>
<p>バナナ及 びその加 工品（簡 易な加工 に限る。）</p>	<p>別途指示する 輸出者から輸 出された生鮮 バナナを除く。</p>	<p>シペル メトリ ン</p>	<p>別表 1 の 3 によるこ と。</p>	<p>平成 17 年 1 月 24 日 付 け 食 安 発 第 0124001 号「食品に 残留する農薬、飼料 添加物又は動物用 医薬品の成分であ る物質の試験法に ついて」によるこ と。</p>	<p>基準値 (0.03ppm) を超えるシペルメ トリンが検出され るおそれがあるた め。</p>
<p>マンゴー 及びその 加工品 （簡易な 加工に限 る。）</p>	<p>生鮮マンゴー にあつては、別 途指示する輸 出者から輸出 されたものを 除く。 冷凍カットマ ンゴー及びフ リーズドライ マンゴーにあ つては、別途指 示する製造者 が製造したも ので、かつ別途 示すタイ政府 が発行したク ロルピリホス 及びプロピコ ナゾールに係 る証明書が添 付されている ものを除く。</p>	<p>クロル ピリホ ス プロピ コナゾ ール</p>	<p>別表 1 の 3 によるこ と。</p>	<p>平成 17 年 1 月 24 日 付 け 食 安 発 第 0124001 号「食品に 残留する農薬、飼料 添加物又は動物用 医薬品の成分であ る物質の試験法に ついて」によるこ と。</p>	<p>基準値 (0.05ppm) を超えるクロルピ リホス及び基準値 (0.01ppm) を超え るプロピコナゾー ルが検出されるお それがあるため。</p>

マンゴスチン及びその加工品（簡易な加工に限る。）	別途指示する輸出者から輸出された生鮮マンゴスチンを除く。	イマザリル	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.02ppm）を超えるイマザリルが検出されるおそれがあるため。
--------------------------	------------------------------	-------	-------------	---	--------------------------------------

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
おくら及びその加工品（簡易な加工に限る。）	<u>別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものである</u> 、かつ別途指示する輸出者から輸出された生鮮おくらを除く。	EPN	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
グリーンアスパラガス及びその加工品（簡易な加工に限る。）	<u>別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものである</u> 、かつ別途指示する輸出者から輸出された生鮮グリーンアスパラガスを除く。	EPN	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.01ppm）を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
バナナ及びその加工品（簡易な加工に限る。）	<u>別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものである</u> 、かつ別途指示する輸出者から輸出された生鮮バナナを除く。	シペルメトリン	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値（0.03ppm）を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。

<p>マンゴー及びその加工品（簡易な加工に限る。）</p>	<p>生鮮マンゴーにあっては、<u>別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途指示する輸出者から輸出されたものを除く。</u> 冷凍カットマンゴー及びフリーズドライマンゴーにあっては、別途指示する製造者が製造したもので、かつ別途示すタイ政府が発行したクロルピリホス及びプロピコナゾールに係る証明書が添付されているものを除く。</p>	<p>クロルピリホス プロピコナゾール</p>	<p>別表1の3によること。</p>	<p>平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。</p>	<p>基準値（0.05ppm）を超えるクロルピリホス及び基準値（0.01ppm）を超えるプロピコナゾールが検出されるおそれがあるため。</p>
<p>マンゴスチン及びその加工品（簡易な加工に限る。）</p>	<p><u>別途示すタイ政府が発行した証明書が添付されているものであって、かつ別途指示する輸出者から輸出された生鮮マンゴスチンを除く。</u></p>	<p>イマザリル</p>	<p>別表1の3によること。</p>	<p>平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。</p>	<p>基準値（0.02ppm）を超えるイマザリルが検出されるおそれがあるため。</p>

に改める。